

ため、芝山町税条例の一部を改正する条例を制定するものである。

■ 施行期日 令和元年10月1日から施行

**専決処分の報告について  
(報告第1号)**

町職員が運転する車両が有料パーキングに駐車していた車両と接触し、相手方所有の車両を損傷させたことについて、損害賠償の額を決定し、和解したことについて報告する。

■ 損害賠償の額  
452,934円

■ 示談(和解)成立年月日  
令和元年6月10日

**専決処分の報告について  
(報告第2号)**

町道上に設置してある集水枘の蓋がずれていたため、車両が蓋に乗り上げる事故が発生した。本事故により車両が破損したことについて損害賠償の額を決定し、和解したことについて報告する。

■ 損害賠償の額  
265,000円

■ 示談(和解)成立年月日  
令和元年6月10日

**令和元年度の補正予算(議案第8~11号)**

(単位千円)

会計名	補正の内容	補正前	補正後
一般会計 (第8号)	歳入は、町税、国庫支出金、県支出金、財産収入および諸収入などを増額し、繰入金を減額しようとするものである。歳出は、総務管理費、児童福祉費、道路橋梁費および都市計画費などを増額し、保健衛生費、商工費および土木管理費などを減額しようとするものである。また、継続費の追加、債務負担行為の追加および地方債の追加を行うようとするものである。	5,049,634	5,242,824
特別会計 農業集落排水事業 (第9号)	歳入は、繰入金を減額する。歳出は、事業費を増額し、総務管理費を減額する。	71,900	68,506
公共下水道事業 (第10号)	歳入は、繰入金を減額する。歳出は、総務管理費を減額する。	257,500	257,263
介護保険 (第11号)	歳入は、県支出金、繰入金および繰越金を増額し、保険料を減額する。歳出は、総務管理費、償還金および還付加算金および繰出金を増額する。	696,000	702,654

**平成30年度の歳入歳出決算(認定第1号)**

(単位円)

会計名	歳入総額	歳出総額	差引額	翌年度繰越額	実質収支額
一般会計	5,261,518,215	4,999,022,653	262,495,562	0	262,495,562
特別会計 国民健康保険	1,013,102,839	973,595,922	39,506,917	0	39,506,917
農業集落排水事業	84,314,389	83,814,389	500,000	0	500,000
公共下水道事業	316,033,229	315,526,317	506,912	0	506,912
介護保険	660,125,285	634,273,795	25,851,490	0	25,851,490
後期高齢者医療	91,506,801	91,039,261	467,540	0	467,540